

# 公立大学法人下関市立大学職員の勤務時間の特例に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 27 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日規程第 51 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 19 年規則第 3 号。以下「就業規則」という。）第 4 章第 2 節及び公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 19 年規則第 4 号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）第 4 章第 2 節に規定する職員の勤務時間の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(専門業務型裁量労働制)

第 2 条 専門業務型裁量労働制は、労使協定で定める対象職員に適用する。

- 2 前項で適用する職員（以下「裁量労働適用者」という。）が、所定労働日に勤務した場合には、就業規則第 20 条及び有期雇用職員就業規則第 20 条に定める就業時間にかかわらず、労使協定で定める時間労働したものとみなす。
- 3 裁量労働適用者の始業・終業時刻は、就業規則第 20 条及び有期雇用職員就業規則第 20 条で定める所定就業時刻を基本とするが、業務遂行の必要に応じ、裁量労働適用者の裁量により具体的な時間配分を決定する。
- 4 裁量労働適用者の休憩時間は、就業規則第 20 条及び有期雇用職員就業規則第 20 条の定めによるが、裁量労働適用者の裁量により時間変更できる。
- 5 裁量労働適用者の休日は、就業規則第 21 条及び有期雇用職員就業規則第 21 条で定めるところによる。
- 6 裁量労働適用者が、休日又は深夜(午後 10 時から翌日午前 5 時までの間をいう。以下同じ。)に労働する場合については、あらかじめ所属長の許可を受けなければならない。

(給与の割増支給)

第 3 条 前条第 6 項の規定により、許可を受けて所定労働日の深夜、休日、休日の深夜、法定休日及び法定休日の深夜に業務を行った場合は、次の各号に掲げる算式により得た額を支給する。

- (1) 所定労働日の深夜において業務を行った場合  
勤務 1 時間当たりの給与額  $\times 0.25 \times$  対象勤務時間
- (2) 休日（深夜を除く。）において業務を行った場合  
勤務 1 時間当たりの給与額  $\times 1.25 \times$  対象勤務時間
- (3) 休日の深夜において業務を行った場合  
勤務 1 時間当たりの給与額  $\times 1.50 \times$  対象勤務時間
- (4) 法定休日（深夜を除く。）において業務を行った場合

勤務1時間当たりの給与額×1.35×対象勤務時間

(5) 法定休日の深夜において業務を行った場合

勤務1時間当たりの給与額×1.60×対象勤務時間

(勤務1時間当たりの給与額)

第4条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる算式により計算する。

給料、役職手当、大学院研究科担当手当及び専門委員手当の月額合計額

1 箇月平均所定勤務時間

2 前項の1 箇月平均所定勤務時間は、公立大学法人下関市立大学職員の給与に関する規程（平成19年規程第34号）第36条又は有期雇用職員就業規則第58条に規定する1 箇月平均所定勤務時間とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規程第51号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。